

## 高齢者ふれあい・いきいきサロンバスハイク助成事業 Q&A

本事業も5年目となり、ここ数年、「申請したいけど枠が埋まってしまった」というお声を頂いております。昨年度より、多くのサロンに活用頂きたい為、助成金額を最大3万円に変更し、過去にご利用あるサロン(既存)と新規のサロンの申請枠数を設けさせて頂くことで、助成件数の増加を図っております。本年度も申請の程宜しくお願い致します。

Q1 バスハイク助成事業とは、どのような事業でしょうか？

A 一般旅客運送事業者のバス等を借り上げて実施する、ふれあい・いきいきサロンの外出活動について、借上げ代(賃借料)・高速利用料・駐車場代・参加者の保険料等の費用に対し、最大3万円の助成を交付する事業です。

Q2 手続き方法を詳しく教えてください。

- A ①「利用承認申請書」(様式1)を提出してください。原則、実施1カ月前までにお願いします。
- ②代表者様に「利用承認通知」と「助成金交付申請書」(様式2)を郵送いたします。(申請後約1週間程度)承認を受けましたら、事業を実施してください。
- ③実施後、バス会社等に支払いをしてください。
- ④「助成金交付申請書」(様式2)にバス会社等の領収書と通帳コピーを添付して提出してください。
- ⑤助成金を振り込みますのでご確認ください。

Q2 受付は、電話でもできますか？

A 電話ではなく、利用承認申請書を提出いただき受付とさせていただきます。ただし、受付状況等はお電話でもご確認いただけます。

Q3 提出書類を、パソコンで作成したいのですが。

A 本会ホームページに、様式を掲載してありますので、ご利用ください。  
前橋市社協で検索してください。

Q4 申請書はどこに提出するのですか？

A 前橋市社会福祉協議会、地域福祉課に提出してください。本会支所にご提出いただいた場合は、支所から地域福祉課に届いた時点で受付とさせていただきますのでご了承ください。

Q5 書類の提出方法を教えてください。

A 持参または郵送でご提出ください。

Q6 利用可能なバス会社は決まっていますか？

A 決まっていますので、どの会社のバスを使っても構いません。ただし、「貸切バス事業者安全性評価認定事業者」を利用する等、安全実施に努めてください。

Q7 バスの手配はしてもらえますか？

A 申し訳ありませんが、社協でバスの手配は行っていません。

Q8 知人にバスの運転ができる人がいます。バスだけレンタルして、この人に運転してもらってもいいですか？

A バス会社と異なり、万一の補償がありませんので、知人に運転してもらう方法は認められません。

Q9 年度で加入している、サロン保険はバスハイクも適用されますか？

A 日帰りのバスハイクは適用されます。宿泊行事は適用されません。宿泊の際には、下記の「ボランティア行事用保険」をご利用ください。

Q10 通常のサロン活動では保険に加入していません。バスハイクだけ加入できる保険はありますか？

A 行事ごとに加入できる「ボランティア行事用保険」があります。1人当たりの掛け金は、日帰りで28円または126円です（補償内容が違います）。最低加入人数は20人です。

Q11 宿泊を伴う旅行でも利用できますか？

A バスハイクの日数は規定していませんが、ふれあい・いきいきサロンで無理なく実施できる旅行は、日帰りと想定しています。参加者に負担なく健康に実施できる範囲でご計画ください。

Q12 社協に、バスハイクの相談はできますか？

A はい、ご相談ください。一緒に考えさせていただきます。

Q13 前橋市社協のサロン助成を受けていない団体でも利用できますか？

A 申し訳ありませんが、前橋市社協のサロン助成を受けている団体を対象とさせていただきます。

【問い合わせ・書類の提出】

前橋市社会福祉協議会 地域福祉係 〒371-0017 日吉町 2-17-10  
TEL 027-237-1112 FAX 027-219-0337